

岩手県告示第 481 号

オートキャンプ場条例（平成 11 年岩手県条例第 21 号）第 7 条第 2 項の規定により、岩手県立陸前高田オートキャンプ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 平成 18 年 4 月 1 日以降、表 1 に掲げる額に、小学校児童及び中学校生徒にあつては 1 人につき 200 円、その他の者にあつては 1 人につき 400 円を加算した額。ただし、次のいずれかに該当する者にあつては、表 1 に掲げる額
- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該 15 歳未満の者）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）又はこれらの者の介護を行う者
- (2) 満 65 歳以上の者
- (3) 多目的サイトを使用する小学校児童又は中学校生徒
- (4) テントサイト又はキャンピングカーサイトを 10 区画以上使用する者
- 2 センターハウス浴室又は附属の設備を使用する場合にあつては、1 による額に表 1 のセンターハウス浴室の項に掲げる額又は表 2 に掲げる額を加算した額

表 1 施設の利用料金

区 分		単 位		利用料金
テントサイト	宿泊	1 日までごとに 1 区画につき	通常日	3,000 円
			繁忙日	5,000 円
	一時使用	1 区画につき		1,000 円
キャンピングカーサイト	宿泊	1 日までごとに 1 区画につき	通常日	4,000 円
			繁忙日	6,000 円
	一時使用	1 区画につき		1,500 円
多目的サイト	宿泊	1 日までごとに 1 区画につき	通常日	2,000 円 (二輪車等の場合にあつては、1,000 円)
			繁忙日	3,000 円 (二輪車等の場合にあつては、1,500 円)
	一時使用	1 区画につき		800 円 (二輪車等の場合にあつては、400 円)
ケビン	宿泊	1 日までごとに 1 棟につき	通常日	12,000 円
			繁忙日	15,000 円
	一時使用	1 棟につき		3,000 円
トレーラーハウス	宿泊	1 日までごとに 1 台につき	通常日	11,000 円
			繁忙日	14,000 円
	一時使用	1 台につき		2,500 円

センターハウス浴室	小学校児童及び中学校生徒	1人1回につき	200円
	その他の者	1人1回につき	350円

備考1 幼児のセンターハウス浴室に係る料金は、無料とする。

2 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

3 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

4 「通常日」とは、繁忙日以外の日をいう。

5 「繁忙日」とは、次に掲げる日をいう。

(1) 4月28日から5月6日まで、7月14日から8月19日まで及び12月20日から1月3日までの期間内の日

(2) (1)に掲げる期間以外の期間内の金曜日、土曜日又は土曜日以外の国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日

6 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを除く。)をいう。

7 次に掲げる場合に該当する使用に係る施設の利用料金の額は、表1にかかわらず、当該使用に係る施設の通常日の利用料金の額とする。

(1) 11月1日から翌年3月31日までの間の繁忙日において、テントサイトを使用する場合(宿泊に係るものに限る。)

(2) 備考5(2)に掲げる日において施設を使用する場合(宿泊に係るものに限る。)であって、当該施設の使用が2回目以降の使用に当たるとき

8 ケビン又はトレーラーハウスに連続する3日以上の間宿泊する場合の利用料金の額は、表1にかかわらず、1日までごとに1棟又は1台につき、初日及び2日目にあつては同表の当該使用に係る施設の通常日の利用料金の額とし、3日目以降にあつては当該額から2,000円を差し引いた額とする。

表2 附属の設備の利用料金

区分	単位	利用料金
シャワー	1回につき	100円
洗濯機	1回につき	200円
乾燥機	1回につき	100円
ガスコンロ	1回につき	10円
電源設備	1日までごとに1式につき	500円

備考 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。